

議案第56号

五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月30日 提出

五ヶ瀬町長 原田 俊平

平成 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小 笠 まゆみ

## 五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「273,000円」を「307,000円」に、「208,000円」を「244,000円」に、「196,000円」を「234,000円」に、「188,000円」を「228,000円」に改める。

第5条第2項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。  
(給与の内払い)
- 3 第1条の規定による改正前の五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。